

○議事日程

令和4年6月17日（金） 午前9時00分開議

日程第 1・会議録署名議員の指名

日程第 2・議案第28号 開成町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 3・議案第29号 開成町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 4・議案第30号 開成町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 5・議案第31号 開成町職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 6・議案第32号 開成町職員の再任用に関する条例を廃止する条例を制定することについて

日程第 7・議案第33号 工事請負変更契約の締結について（令和3年度開成南小学校区学童保育所新築工事（繰越））

日程第 8・議案第34号 令和4年度開成町一般会計補正予算（第3号）

日程第 9・報告第 3号 令和3年度開成町一般会計予算等に定める繰越明許費の繰越しについて

日程第10・報告第 4号 令和3年度開成町水道事業会計予算の繰越しについて

日程第11・報告第 5号 開成町土地開発公社の経営状況について

○本日の会議に付議した事件

議事日程に同じ

○出席議員（12名）

1番 下山千津子	2番 佐々木昇
3番 武井正広	4番 前田せつよ
5番 茅沼隆文	6番 星野洋一
7番 井上三史	8番 山本研一
9番 石田史行	10番 井上慎司
11番 湯川洋治	12番 吉田敏郎



○議長（吉田敏郎）

皆さんおはようございます。

開会前ですけれども、議場内の皆様に周知をさせていただきます。本日、議場内に町の花でありますアジサイを飾らせていただいております。このアジサイは、下延沢在住の山本靖様より借り受けたものであります。

皆様に周知をさせていただくとともに山本靖様の御厚意に感謝を申し上げたいと思います。

皆さん、おはようございます。

これより令和4年開成町議会6月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（吉田敏郎）

6月定例会議の議事日程（案）につきましては、お手元に送付のとおり、去る6月9日に開催されました議会運営委員会において決定されたものです。お手元に送付のとおりで御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

御異議なしと認め、6月定例会議の議事日程につきましては、議事日程表のとおりと決定いたしました。

なお、本定例会議におきましては、新型コロナウイルス感染防止のためマスクの着用と着座での発言を許可しております。

直ちに日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。開成町議会会議規則第122条の規定により、議長において、9番、石田史行議員、10番、井上慎司議員の両名を指名します。

日程第2 議案第28号 開成町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置との権衡を踏まえ、育児休業の取得回数制限の緩和等の措置を講じるため、開成町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

それでは、議案第28号について御説明させていただきます。

まず、今回の条例改正の概要について、御説明いたします。

令和3年8月10日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置といたしまして、育児休業制度、特別休暇制度等の拡充が求められております。このうち、法律改正が必要なものについて、令和4年5月2日に改正法が公布されたところでございます。

地方公務員法第24条第4項の規定により、職員の勤務条件については国家公務員に係る措置との権衡を踏まえることが求められておりますことから、当町においても国家公務員に準じた対応を図る必要がございます。国家公務員に係る措置のうち、育児休業の取得回数制限の緩和、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等の実施に当たり、開成町職員の育児休業等に関する条例の一部改正を御提案するものでございます。

それでは1ページお進みいただき、2ページの条例案を御覧いただきたいと思っております。

開成町条例第 号。

開成町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

開成町職員の育児休業等に関する条例（平成4年開成町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。右側が改正前、左側が改正後となっております。

条例第2条第1項第3号の改正は、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和を図るための改正で、具体的には改正前のアの（ア）に該当する規定について、子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合の取扱いを追記した上で、改正後のアとしてございます。

1ページお進みいただき、3ページを御覧ください。

改正前のアの（イ）に該当する規定について、改正後のイとしてございます。なお、改正前のイ及びウについては廃止してございます。

第2条第2項から7ページの第2条の4の新設及び改正は、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化を図るためのものでございます。

7ページを御覧ください。

ページ最下段になりますが、法改正に伴い、育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める期間を規定しております。第2条の5を削るものでございます。

1ページお進みいただき、8ページを御覧ください。

改正前の第3条第5号を削る改正は、育児休業の取得回数制限の緩和のため、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を廃止するものでございます。この改正に伴い、以下1号ずつ繰上げを行ってございます。改正前の第3条

第8号、改正後の第3条第7号の規定は、同じく育児休業の取得回数制限の緩和のため、任期を定めて採用された職員について任期の更新等があった場合に関する規定を整備するものでございます。また、改正前の第9号について削ることとしてございます。

次に第3条の2の新設でございます。こちらは子の出生後8週間以内のいわゆる「産後パパ育休」を2回まで取得可能とするため、条例で定める期間を57日間と規定するものでございます。

附則でございます。この条例は、令和4年10月1日から施行する旨を定めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第28号 開成町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第3 議案第29号 開成町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。国家公務員の定年が段階的に引き上げられ、65歳となることを踏まえ、職員の定年の段階的引上げ等を行うため、開成町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

それでは議案第29号について、御説明をさせていただきます。

まず今回の条例改正の趣旨について、御説明いたします。

国家公務員法の改正により、国家公務員の定年が段階的に引き上げられ、65歳とされることとなりました。地方公務員の定年は地方公務員法の規定により、国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるものとされていることから、本町においても職員の定年を段階的に引き上げること等について、必要な条例改正を行うものでございます。

それでは1ページお進みいただき、2ページの条例案を御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例。

開成町職員の定年等に関する条例（昭和59年開成町条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。右側が改正前、左側が改正後でございます。

冒頭部分を御覧ください。地方公務員法の改正により、新たに制度化されました管理監督職務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制の実施に必要な規定を新たに整備することに伴いまして、目次を付すものでございます。また、第1条の前に第1章総則の章名を付してございます。

第1条の改正は本条例の根拠条項のうち、地方公務員法の改正に伴い新設されたもの、条の移動が生じたものを反映するものでございます。第2条の前に第2章定年制度の章名を付してございます。

定年について規定しております第3条の改正は、職員の定年を年齢60年から年齢65年に改めるものでございます。

2ページから4ページにわたって記載してございますが、定年による退職の特例、いわゆる「勤務延長」について規定しております。第4条の改正は、地方公務員法の改正に伴う文言の整理でございます。

恐れ入ります、4ページまでお進みいただきたいと思います。

第6条以降は全て条項を新設するものでございます。第6条の前に第3章管理監督職務上限年齢制の章名を付しております。第6条は管理監督職務上限年齢制、いわゆる「役職定年制」の対象となる管理監督職を定めるもので、管理職手当の支給を受ける職である給与条例第15条に規定する職とする旨を定めてございます。

第7条は役職定年を、年齢60年と定めるものでございます。

第8条は役職定年により降任等を行うに当たって、遵守すべき基準を定めるものでございます。

1ページお進みいただき、5ページを御覧ください。

降任等を行うに当たって、遵守すべき基準といたしまして、第1号は標準職務遂行能力及び適正を有すると認められる職に降任等を行うこと。第2号は管理監督職以外の職のうち、できる限り上位の職に、降任等を行うこと。第3号は上位の職制上の階段から降任等を行う職員との関係、本町における具体例で申し上げますと、

8級の参事職と7級の課長級職の職員が役職定年により降任等をする場合には、原則として降任後の職制上の階段が逆転することのないようにすること、をそれぞれ定めてございます。

第9条は、役職定年の特例を定めるものでございます。5ページから6ページにかけて記載しております第9条第1項においては、第1号から第3号までの事由がある場合には役職定年後も管理監督職として勤務させることができる旨を定めてございます。6ページから7ページにかけて記載しております第9条第2項においては、第1項の異動期間の再延長ができる旨及び異動期間の延長は最大で3年間とする旨を定めております。

7ページの中ほどを御覧ください。

第10条は異動期間を延長する場合の職員の同意について、第11条は異動期間の延長事由が消滅した場合の降任等について、それぞれ定めるものでございます。

第12条の前に第4章定年前再任用短時間勤務制の章名を付してございます。7ページから8ページにかけての第12条は、定年前再任用短時間勤務制について規定するもので、60歳以後に退職した職員について、定年退職相当日まで短時間勤務の職に採用することができる旨を定めるものでございます。

8ページの中ほどを御覧ください。第13条の前に第5章雑則の章名を付してあります。第13条はこの条例の実施に必要な事項について、規則に委任する旨を定めるものでございます。

制定附則の改正でございます。新設する第3項は、定年に関する経過措置を規定するもので、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、2年ごとに1歳ずつ定年を引き上げられる旨を定めるものでございます。

8ページから9ページにかけて記載しております第4項は、役職定年制及び定年前再任用短時間勤務制が導入されるなど、60歳以後の職員の勤務形態等が多様になることを踏まえ、職員が60歳に達する年度の前年度に当該職員に対して任用及び給与に関する措置の内容、その他必要な情報の提供、勤務の意思の確認を行う旨を定めるものでございます。

9ページを御覧ください。

附則でございます。附則第1条は施行期日を定めるもので、令和5年4月1日から施行する旨、附則第6条については公布の日から施行する旨を定めるものでございます。

9ページから10ページにかけて記載してございます附則第12条は、勤務延長に関する経過措置を定めるものでございます。

10ページを御覧ください。10ページから11ページにかけて記載しております附則第3条及び第4条は、定年退職者等の再任用に係る経過措置、いわゆる「暫定再任用制度」について規定するもので、第3条はフルタイムの暫定再任用について、第4条は短時間勤務の暫定再任用について、それぞれ定めるものでございます。

11ページの下側を御覧ください。11ページから12ページにかけて記載して

ございます附則第5条は、定年年齢の段階的引上げ期間中の定年前再任用短時間勤務制に関する経過措置について定めるものでございます。

12ページにお進みください。附則第6条は定年年齢の段階的引上げが開始されます令和5年度において、60歳に達する職員について新地方公務員法及び新条例の施行日前ではございますが、今年度中に情報提供、意思確認を実施するため、必要な規定を設けるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

3番、武井です。

65歳までの定年年齢を引き上げるということは、国全体で考えていることですから分かります。ただ、それによって新卒採用、いわゆる「定期採用」に対してはどのような影響が出ますでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

本制度が施行された後には、経過措置期間中は2年に1歳ずつ定年が上がりますので、その間、2年の間の1年間については定年が発生しないという状況が発生をいたします。ただ、職員採用については、やはり今後の年齢バランス等も考慮した中で、毎年実施していく必要があると考えてございますので、その間も毎年採用ができるように定員管理のほうしっかりと行ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

ということは、新卒採用、定期採用には影響がないということで理解しましたので、分かりました。結構です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

5番、茅沼です。

ちょっといろいろなことを確認させていただきたい。

まず第4条ですけれど、当該定年退職日において、当該職員をそのときに従事し



ている職務に従事させるというふうには書いてありますが、当町の行政職員は定年までの間に様々な業務を経験して、いろいろな職務に精通していると思うんですが、そのときに従事している職務に限定する理由が何かあるのかを教えてください。

○議長（吉田敏郎）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

こちらは、広義の意味で従事している職務に従事させるという意味でございます。その広義というのは、大まかに言いますと開成町役場の中で様々な職がございますけれども、現業職、それから一般職等々ございます。極端な話、一般事務をやっていた方が現業職に従事するようなことがないような規定として整備させていただいているものでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

茅沼です。

それでは再度確認させていただきますが、例えば専門職であるまちづくり、道路整備等々を担当していた方々が、それでは総務関係のほうのお仕事をするということも、この広い意味では行政職の中で、そのときに勤務している職務というふうに理解されるということによろしいのですね。

○議長（吉田敏郎）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

ちょっと私の先ほどの説明が不十分であったかと思うんですが、まず第4条の規定につきましては、定年による退職の特例を定めてございます。あくまで特例といまして、本来定年の年齢がきた場合に、その職のまま必要性があつて、その職のまま勤務を延長するという場合の条項でございまして、もちろん勤務の特殊性・必要性から延長するものでございますから、そのままの職のまま延長するという意味合いでございます。すみません、ちょっと先ほどの私の説明に不十分な部分があつたと思います。

そういった意味で、ただいまの御質問で申し上げますと、それぞれ定年退職を迎える人の特性に応じて柔軟な対応が必要かと思われまふ。ただ、極端に異なる職に、先ほど申し上げたような異なる職に就かせることがないように配慮していくという内容となつてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

茅沼です。

行政職員で定年を迎えようという方々は、かなりいろんな分野に精通されている優秀な人材だろうと思うんですよね。そういう人材を無駄にすることなく、しっかりと活用して引き戻していただけるように配慮していただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑ございますか。

5番、茅沼議員、どうぞ。

○5番（茅沼隆文）

またまた、5番、茅沼です。

また8条の件でちょっと確認をさせていただきたい。8条以降に、公務運営に著しい支障が生じるというふうには、「著しい支障」ということがこの改正の中に4回ほど出てきます。それから同じ条に、その他の事情によってこの例外措置があるというのが2回ほど出てくるけど、この「その他の事情」というのはどういう事情を想定されているのか、また著しい支障が業務に発生するというのはどういう場合を想定しているのか、教えていただきたい。

○議長（吉田敏郎）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

なかなかちょっと具体例を出すのが非常に難しい、申し上げにくい部分はございますけれども、第8条については他の職への降任等を行うに当たっての遵守すべき基準といたしまして定めているものでございまして、著しくというところが例えば大規模災害が起きて、職を動かすようなことを、非常事態ということの中で対応する必要があるですとか、それから大規模プロジェクトのようなものが進んでいて、やはり職を変えることによって著しく影響が出るだろうといった場合の想定をしております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

茅沼です。

著しい支障というのは分かりました。

その次に、先ほど申し上げました「その他の事情」というのが何回か出てくるんですが、このその他の事情というのはいか具体的に想定されていることがあるんですか。

○議長（吉田敏郎）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えします。

やはりその他の事情ということでは、先ほど申し上げた以外のようないくつかのことの中で、すみません現段階では具体的な想定はございません。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

茅沼です。

やっぱりこういうふうな曖昧な表現をされるときには、具体的に一つでも二つでもこういう場合はこうだというのははっきりと認識された上でこういうふうな表現されたほうがいいと思うんですよね。曖昧な表現を曖昧な表現のままに残しておく、疑義が生じて、この条文そのものの価値が薄くなってしまいうんでね、そういうところをしっかりとやっていただければよろしいかなと思いますので、お願いいたします。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

答弁、よろしいですか。

○5番（茅沼隆文）

結構です。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第29号 開成町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。それでは、採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第4 議案第30号 開成町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。職員の定年の段階的引上げ等に伴い、関係規定の整理を行う必要があるため、開成町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

それでは議案第30号について御説明させていただきます。

本条例は、議案第29号で御説明させていただきましたとおり、職員の定年を段階的に引き上げることに伴い開成町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の4条例を一括して改正するものでございます。

それでは1ページお進みいただき、2ページの条例案を御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例。

第1条は開成町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正するものでございます。

減給の効果について規定してございます第3条を改正するもので、地域手当が減給の対象に含まれることについて明確にするとともに、役職定年制の導入に伴い、減給期間中に役職定年により降格し、給料月額が減額となった場合の取扱いについて、規定を追加するものでございます。

第2条は開成町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。育児休業をすることができない職員を規定しております第2条、次ページにお進みいただき、育児短時間勤務をすることができない職員を規定しております第9条に、それぞれ役職定年制の特例の適用を受け、引き続き管理監督職を占める職員を追加するものでございます。

第20条及び第21条の改正は地方公務員法の改正に伴う引用条項の整理、再任用制度の廃止に伴う文言の整理でございます。

4ページを御覧ください。

第3条は開成町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。

地方公務員法の改正に伴う引用条項の整理、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う文言の整理のため、第2条第3項、第3条第1項及び第2項、次のページにお進みいただき、第4条第2項、第12条第1項第1号、次のページにお進みいただき、第18条についてそれぞれ改正するものであるものでございます。

第4条は開成町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正するものでございます。

報告事項について規定しております第3条について、地方公務員法の改正に伴い引用条項を整理するものでございます。

附則を御覧ください。

第1項は本条例の施行期日を規定するもので、定年年齢の段階的引上げの施行日である令和5年4月1日から施行する旨を定めるものでございます。

第2項は暫定再任用職員の勤務時間等について、本条例第3条の規定による改正後の開成町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の定年前再任用短時間勤務制とみなす旨の経過措置を定めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第30号 開成町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第5 議案第31号 開成町職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。定年年齢の段階的な引上げ期間中において、職員採用の計画的な実施等を可能とするため、暫定的に職員定数を変更したいので、開成町職員定数条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

それでは議案第31号について御説明をさせていただきます。

1ページお進みいただき、2ページを御覧ください。

開成町条例第 一 号。

開成町職員定数条例の一部を改正する条例。

開成町職員定数条例（昭和30年開成町条例第1号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

職員の定数につきましては、第2条で部局ごとの人数及び総数を規定しておりますが、今回の改正においては、附則第2項として、当分の間、第2条のうち、町長の事務局の職員定数91人を96人と、総数130人を135人とそれぞれ読み替えて適用する旨の特例規定を新設することとさせていただきます。

本町では政策の推進、行政課題の解決、職員の年齢構成、人件費などを総合的に考慮し、引き続き職員数の適正管理に努めることとしており、第5次開成町職員定員管理計画では令和7年4月1日の目標職員数を130人と定めているところでございます。

一方で、議案第29号の審議に際して御説明させていただきましたとおり、定年年齢について、令和13年4月の制度完成に向けて2年に1歳ずつ引き上げることとしており、このことに伴い、定年退職者が発生しない年度が隔年で生じることとなります。

このような状況を踏まえ、定員管理計画の目標職員数である130人を原則としつつ、職員採用や暫定再任用の運用に一定程度の弾力性を持たせる必要があることから、職員定数を暫定的に135人に変更するものでございます。

附則でございます。この条例の施行日を令和5年4月1日と定めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

今、この91人を96人、130人を135人、を附則として当分の間ということなんですけれども、これは先ほどの定年年齢の引上げにも関わってくることは思うんですが、この機会にその第5次人員管理で130人と言われましたけれども、そもそもこの定数条例の第2条のところを、これを変えてしまったらどうなんでしょうかね。

というのが、やはりいろんな指標を見ますと、開成町、面積小さくてコンパクトではありますけれども、人口増これだけしている中で、やっぱりこの歳出に対する人件費だとか、非常に低く抑えられていい運営はされていると思います。あと、例えば1万人当たりの職員数だとかそういったのも非常に低くなっていると思います。

そういう中で、やっぱりこれから開成町は、まだまださらに前を見ていかなきゃいけない町だと思う中で、その企画力だとか町民の皆さんに対する対応だとかって

いうことを考えたときに、こういう附則とかでなくて、しっかりと定員の定数のところの条例自体を変えていったほうがいいんじゃないかと私は思うんですが、どうなんでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

附則ではなくて、本則で人数を変えたほうがいいんじゃないかという、御質問・御意見でございます。先ほどから、今回の御提案させていただいている定年延長の件について御説明をさせていただいてございますが、まず1点は定年延長の制度が施行された後に、60歳を迎えた職員が引き続きどのような形態で勤務をされるのかということが、不確定要因として、1点ございます。

そういったことや、開成町の職員の年齢バランスの特徴として、非常に若い職員が多いという状況になってございますので、さらに育児休業の取得を促進するという観点からも、不確定要因がそういったことから多くあるといったことから、まずはそういった不確定要因は、ある程度動向が見えてきた暁には、定数をしっかり変えていくということが必要なというふうを考えてございますが、まずは当分の間ということの中で1つは定年延長が完成する令和13年4月という時点、さらに定員管理計画を令和7年を目標値としてございますので、こういった期間の状況を時点、時点で捉えながら、確定要因の動向を少しずつ見極めながら、必要であれば本則のほうも変えていくといったことも考えてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに質問。

5番、茅沼議員

○5番（茅沼隆文）

茅沼です。

今の同僚議員の質問に類似して、私も全く賛成なんですけれど、近隣の市町と比べても、開成町のこの行政職員の数は少ないと思うんですよね。

135人、5人の根拠が今一步見えないんですが、本当に5人でいいのかどうか、なぜもっと人数を増やすことを考えなかったのかとか、いろんな疑問が出てくるわけなんですけれど、ここで仮の話をして10人、15人がいいんじゃないかなんて言うてもしょうがないので、まず5人っていうのはどういう根拠で5人になったのかこの定年退職の人数がこれから数年間の間に5人見込めると、そういった話だろうと思うんですが、本当にそれで住民の行政サービスに対する要望に応えることができているのかどうか、その辺のところを含めて、確認いただきたい。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

私が町長になってもう12年目になりますけども、私も町長になって職員の数が少ないなというふうなのは、中に入れてみて感じました。

そういった中で当時、それぞれ職場の仕事量の調査をさせていただいて、近隣も含めて、開成町の定数はどのぐらい必要なのかというのは、ある程度客観的な数字で出させていただいて、今日まで130人という定員を増やしてきました。

今回135にすると135人に増やすという意味ではなくて、先ほど定年退職者もあり、先々ちょっとどのような方向になるか、またそれぞれの年代によって偏りが今ある、職員の中で、そういうのがあって、その弾力性を持たせていただきたい。

基本は130人でこれからも定数はやっていきたいと思っています。

簡単な例で言いますと、例えば今年度、来年度定年が2人だとします。令和5年度は10人。令和6年度は5人とすると、例年だとやっぱり2人、10人で取っていくことになるんですけども、これを均衡化するには、余裕があると、来年度2人ではなく5人取る、それだと普通定数3人オーバーしちゃうわけですけど、その翌年には10だけでも7にして、130に戻るといって、そういう弾力的な運用をぜひしてもらえれば将来的に長い、今の時点じゃなくてね、先のことを考える、そのように均衡が取っていると、平均的に定年が、人数が決められて、入替えができるというふうな思いで今回135という。

これはもちろん10でも別にいいんですけど、それを増やすという意味ではなくて、基本的な考え方としては130で、今の開成町ではやっていけるという判断の中で、運用の中で上下があることのほうが将来的に均衡が取れやすいという意味で135で提案をさせていただいております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

町長、今御答弁申し上げたところが大きな考え方というところがございますが、私のほうから少し数字的な御説明をさせていただきたいというふうに思います。

今町長が申し上げたとおり、まず職員が少ないという状況の中で、この10年間改善を図ってきたといった状況でございます。

職員数をちょっと10年前の状況と比べますと、今年度4月1日現在の総職員数が129名になってございます。これは10年前と比べると純増で17名の職員が実人数として増えてございます。

さらにこの17名とは別に、給食調理業務委託などの推進によって、技能労働職がこの10年間の中で5名減少してございます。その5名減少分を技能労働職以外の職員として採用してございますので、実としてこの10年間で17名プラス5名の22名増えた、増やしたといった状況がまずございます。



そういった背景があるということが1点と、それから定年延長の影響の部分については、ちょっと非公式ながら私のほうで65歳の定年延長制度が完了するまで、完成形になるまでの職員について非公式ながらちょっとヒアリングをしてございます。あくまで制度がまだ始まってございませんので、非公式という形の中で、その動向を少し見定めるためにちょっと話を聞いてみました。

聞いた中では、やはり60歳以後の働き方として短時間で勤務したいというような希望の方が非常に多かったといった状況です。短時間で勤務されますと、定数にはフルタイムではないのでカウントされないといった状況がございます。一方で、フルタイムで勤務したいという現時点での御希望を持っている方も何人かいられたという状況でございます。

そういった動向を踏まえまして、5人という枠組みの中でうまく運用しきれのではないかというふうな考え方で、今回135人という数字を設けさせていただいております。

説明は以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

茅沼です。

たしか昔の話で、記憶が定かでなくて申し訳ないんですが、総務省のほうから総人件費を5%削減しろというふうな通達が来ていて、それに伴って職員数をかなり減らしていったという経緯があったと思うんですね。

とは言いながら近年、先ほど同僚議員の話ではないんですが、当町では人口も増えている、また外部から転入されてきた方々が多い、その方々が期待している行政サービスというのは、従来の前から住んでいる町民とはまた違う面での行政サービスへの期待がある、そういうふうな町民に対する町民の方々が持っている行政サービスに対する満足度、これがどこまでかなえられているのか、確かに町民の声を聞いていると最近の町の役場の対応がよくなったという声も多く聞きます。

反面、何なんだというがっかりするような声を聞くこともありますので、そういうふうなことをしっかりと把握した上で、それと同時に大事なことを今、行政のほうから答弁もありましたけど、行政職員がどういうふうに行政運営をされているのか、日々の仕事にどの程度満足しているのかというのは、これをしっかりと把握しなくちゃいけないと思うんですね。従前と比べて、従前は精神的な疾患で、休職される方が結構多かった、今ほとんどないと思うんですが、そういうふうなことが発生しないように、職員がどの程度満足しているのかということもある意味で指標としてとらまえて、しっかりと運営していただきたいと思います。

5人増えて135人で、当面、行政運営がしっかりできるということですから、それを信頼して、そういうふうにしてよろしいと思うんですが、あくまでもその町

民がどの程度満足しているのか、職員がどの程度満足しているのかという指標を見失わないようにしていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

答弁、よろしいですか。

○5番（茅沼隆文）

ありますか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

茅沼議員、言われるように、本当に国・県から仕事が末端の町に下りてきている量は増えていると思っています。

それも含めて、ここまで定数を少し増やしてきたんですけども、これからはDXのデジタルの話の中で、できるだけ町民サービスに対して、職員の負担を減らしながら、本来の町民サービスを職員ができるような体制、この新庁舎も職場環境の仕事のよさも含めて、ある意味、改修をさせていただいた部分ありますけども、職員の意向調査を毎年させていただきながら、働きやすい環境、またその能力を最大限発揮できるような研修も含めて、これからもやっていきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑ございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第31号 開成町職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第6 議案第32号 開成町職員の再任用に関する条例を廃止する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。地方公務員法の一部改正により定年退職者等の再任用制度が廃止されることから、開成町職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

それでは議案第32号について、御説明させていただきます。

議案第29号の審議に際し、御説明させていただきましたとおり、定年年齢について令和13年4月の制度完成に向けて段階的に65歳に引き上げられることとしてございます。

定年年齢の引上げに合わせて段階的引上げ期間中における暫定再任用制度、60歳超の職員が短時間勤務を希望した場合の定年前再任用短時間勤務制が制度化されたことに伴い、現行の再任用制度については廃止する必要があることから、条例を廃止するものでございます。

1ページをお進みいただき、2ページを御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町職員の再任用に関する条例を廃止する条例。

開成町職員の再任用に関する条例（平成13年開成町条例第1号）は廃止する。

附則でございます。令和5年3月31日の満了をもって開成町職員の再任用に関する条例を廃止するため、この条例の施行日を令和5年4月1日と定めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

質疑がないようですので、続いて討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第32号 開成町職員の再任用に関する条例を廃止する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第7 議案第33号 工事請負変更契約の締結について（令和3年度開成南小学校区学童保育所新築工事（繰越））を議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。令和3年度開成南小学校区学童保育所新築工事（繰越）の工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案いたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

それでは、議案第33号について説明させていただきます。

2ページ、令和3年度開成南小学校区学童保育所新築工事（繰越）に伴う変更内容を御覧ください。

1、事業内容です。

事業名、令和3年度開成南小学校区学童保育所新築工事（繰越）。

契約工期、令和3年11月10日から令和4年6月30日まで。

工事場所、足柄上郡開成町みなみ地内（開成南小学校敷地内）。

工事概要につきましては記載のとおりでございますので御確認ください。

2、変更内容及び3ページの3、変更理由につきましては、併せて御説明いたします。

1つ目の安全衛生対策費68万2,909円の増額です。

こちらは感染症予防対策として、こども用の手洗い場の水栓8か所を手動から自動水栓にしたこと、また防犯対策の強化として非常階段の防犯カメラを1基追加したこと、南側門扉の高さを1mから1.5mの高さに変更したための増額でございます。

2つ目の機能強化費385万6,224円の増額につきましては、建物外構のバリアフリー化として、電動車椅子等の利用も考慮し、スロープの形状変更と外構塗装を追加しております。庭部分の人工芝化は、維持管理やメンテナンスの面を考慮しての変更でございます。また、保育室照明の変更、玄関照明の追加は、実際の明るさを確認した上での変更及び追加でございます。

3、その他9万3,324円の減額分です。運用を見据えた減額として、非常階段の塗装仕様変更、街路灯の明るさを考慮した園庭灯の小型化、利用の自由度を優先する収納造作棚を取りやめ、既製品に変えるということの変更をしております。また、工事区域内の芝の損傷した部分の補修を追加させていただいております。

4、端数調整、直接工事費に受ける調整額947円の減額。

5の経費は、工事の変更に伴います経費の増額分56万1,138円でございます。最後に4、事業費です。

当初契約額1億1,847万円に消費税を込みます増額分550万6,600円を合わせまして、変更契約金額は1億2,397万6,600円となります。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑をどうぞ。

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番議員、前田せつよでございます。

令和3年度開成南小学校区学童保育所新築工事の繰越変更ということで、詳細にわたって課長から御説明をいただいたわけでございます。

具体に変更内容の機能強化等というところの変更の中にスロープの形状変更ということで、手すりの追加という項目が出てございます。本来の事業名は、学童保育所という観点の中で、手すりの追加というこの記述があるということは将来的に鑑みて学童保育所の新築ではあるけれども、将来的な展望も見据えたこの手すりの追加というようなお考えに至ったのかどうか、この辺の機能強化に関する想定の中の詳細につきまして、今一重御答弁願えたらと存じます。

○議長（吉田敏郎）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

ただいまの前田議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、学童保育所ということでお子さん方が利用するというところではございますけれども、広くいろいろな場面で公共施設ということで利用していただくという観点も含めております。

この点を踏まえて、またこれから障害児を受け入れていくということも考えまして、電動車椅子等の利用ということで、最初建物から離れた形でスロープを単独で玄関に通ずる形で作ってございましたけれども、脱輪や安全面というところにおいて建物にしっかりと隣接させた形で、そして手すりをつけた中でいろいろな危険性を予防するということも踏まえて、今回追加という形、変更という形をさせていただいております。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田せつよでございます。

グローバルそれからバリアフリーというような、重厚な視点でこの学童保育所の新築におきましても、今後そのような視点も大いに取り入れながら、やっていただければというふうに希望いたしまして、質問を終わります。

○議長（吉田敏郎）

答弁はよろしいですか。

○4番（前田せつよ）

はい。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

2番、佐々木昇です。

ちょっと確認させていただきたいんですけども、今回この議案可決されて、工事の請負を終結されるということなんですけれども、この中で工期が今月6月30日までということなんですけれども、この辺の工期的なもの、これから工事を進める上で、間に合うという言い方でいいのか、間に合うのかちょっとその辺確認させてください。

○議長（吉田敏郎）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

ただいまの佐々木議員の御質問にお答えいたします。

工期、この6月末ということになっております。現在、工事のほう、ほぼ完了いたしまして、各種検査のほうに入っております。30日までにしっかり終えて、学童のほう7月中旬からということで進めてまいりたいと思っております。

工事はおおむね順調に進んでおります。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

はい、分かりました。

ちょっと確認ですけれども、ここで変更された工事というのはこれから始められるというふうに思うんですけれども、その辺、工事、私もこの間ちょっと近く通ったらかなり進んでおりましたけれども、まさかこの辺の変更を今回される工事をもう既にやられてるってということはないですよ。

その辺だけ確認させてください。

○議長（吉田敏郎）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

そうですね。

今回御承認いただいて、変更契約をしてしっかりと完了させていきたいと思っております。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

分かりました。

ちょっと工期もなくこれからこういった工事を始められるということですが、ちょっと製品的なもの、その辺をしっかりとしたものを最後まで管理していただいてしっかりとしたものを作っていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（吉田敏郎）

答弁、よろしいですね。

○2番（佐々木昇）

はい。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第33号 工事請負変更契約の締結について（令和3年度開成南小学校区児童保育所新築工事（繰越））に、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

暫時休憩といたします。再開を10時20分とします。

午前10時07分

○議長（吉田敏郎）

再開します。

午前10時20分

○議長（吉田敏郎）

日程第8 議案第34号 令和4年度開成町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

予算書の説明を順次担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

それでは、議案第34号 令和4年度開成町一般会計補正予算（第3号）について、御説明させていただきます。

資料の4ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入になります。14款国庫支出金、1項国庫負担金から2項国庫補助金まで、補正額の計1億8,416万円です。

次に、5ページを御覧ください

歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費から13款予備費、1項予備費まで、補正額の計1億8,416万円です。

歳入歳出ともに1億8,416万円を増額補正いたしまして、合計額は69億995万7,000円とするものでございます。

それでは、補正予算の詳細を歳入歳出補正予算事項別説明書により御説明させていただきます。

10ページを御覧ください。2、歳入でございます。

○参事兼子育て健康課長（小宮好徳）

10ページを御覧いただきたいと思っております。

歳入になります。14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、説明欄です、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金645万円。こちら4回目追加接種に係る個別接種費用を国庫負担金で措置するものでございます。負担率は10分の10でございます。

○財務課長（高橋清一）

続いて14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金597万9,000円でございます。

この交付金は、新型コロナウイルス感染症拡大の防止や、感染拡大の影響を受けている地域経済等、地方創生を図るため、地域の実情に応じて必要な事業を実施できるよう創設された交付金で、この3号補正では、町立学校教育ICT環境改善整備に充当いたします。

○こども政策担当課長（田中美津子）

次に3目民生費国庫補助金、説明欄、ひとり親世帯以外分給付事業費補助金1,000万円、同じく給付事務費補助金52万2,000円。こちらは令和4年4月26日に閣議決定されました新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、食費等の物価高騰等の影響に直面している低所得の子育て世帯の生活支援を行う視点から実施する、子育て世帯生活支援特別給付金の給付に係る補助金です。

詳細につきましては歳出側で説明いたします。補助率は10分の10です。

○福祉介護課長（奥津亮一）

続きまして12節、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付補助金、説明欄、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金1,910万円並びに住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務費補助金80万8,000円でございます。こちらについては歳出でも御説明させていただきますが、臨



時特別給付金の給付に関わる事業費、また電算システムの改修費などに充当されるもので、補助率は10分の10でございます。

○こども政策担当課長（田中美津子）

その下になります。保育士等处遇改善臨時特例交付金624万7,000円。新型コロナウイルス感染症と少子化への対応が重なる中、最前線で働く保育所や学童保育所の保育士、放課後児童支援員等に対する処遇改善臨時特例事業に係る交付金で、交付率は10分の10です。

詳細につきましては歳出側で説明いたします。

令和4年度分の国・県との調整が整いましたので、ここで予算計上いたすものでございます。

○参事兼子育て健康課長（小宮好徳）

1節になります。保健衛生費補助金であります。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金9,673万4,000円でございます。こちらワクチン接種に係る事務経費、集団接種等に伴う経費を計上させていただいております。補助率は10分の10でございます。

○参事兼環境上下水道課長（井上 新）

続きまして、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）3,629万円につきましては、歳出にございます、開成町ゼロカーボンシティ創生補助制度の拡充を図るもので、交付率は10分の10でございます。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

続きまして、11ページ、歳出になります。

3、歳出。2款総務費、1項総務管理費、7目電算管理費、説明欄、電算システム管理費、町村情報システム共同事業組合負担金457万4,000円の増額でございます。

今回の補正要因としては4点ございます。

1点目は、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金を実施するためのシステム改修経費等として48万9,632円の増額。

2点目は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を実施するためのシステム改修費として32万7,250円の増額。

3点目は、新型コロナワクチン接種の4回目の実施に伴うシステム改修費や予約システムの利用料として230万4,500円の増額。

4点目は、予算書・決算書の電子化に当たり、これまで別冊で作成していた事業別説明書の内容を取り込むためのシステム改修費として145万2,000円の増額。

以上4点の実施に当たり、当該システムを管理運用する町村情報システム共同事業組合の負担金を増額するものでございます。

○福祉介護課長（奥津亮一）

続きまして3款民生費、1項社会福祉費、10目令和3年度住民税非課税世帯等

に対する臨時特別給付金、説明欄、令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金1,941万8,000円の増額補正でございます。

こちらにつきましては、国のコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」の4本の柱の中の一つ、コロナ禍において、物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援において、令和4年度住民税非課税世帯等に対して、10万円を給付する事業費でございます。今回の主な対象の方については、令和3年度住民税が課税でしたが、令和4年度が非課税となった世帯等になります。

なお、今回の給付金につきましては、令和3年度分で給付事務の世帯の方は対象外となります。

内訳でございます。会計年度任用職員の報酬22万3,000円及び通勤費としての旅費9万5,000円。臨時特別給付金の1,910万円になります。

○こども政策担当課長（田中美津子）

続いて、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、説明欄、放課後児童対策事業費59万1,000円です。

内訳です。落成式用物品賃借料4万3,000円、こちらは開成南小学校区に新設しております学童保育所の完成に伴う落成式用の物品賃借料です。

セレモニーにつきましては、流行を繰り返しております新型コロナウイルス感染症の動向を注視していたところですが、感染者数も落ち着いているため、実施することといたしましたのでここで予算計上いたします。

次に、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金54万8,000円の増額です。学童保育所で働く放課後児童支援員の処遇改善を令和4年4月から9月までの6か月間行うもので、常勤換算14名分の処遇改善費用に対する補助金を計上するものでございます。

その下、民間保育所等運営支援事業費、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金569万9,000円の増額です。町内の保育所で働く保育士等の処遇改善について、令和4年4月から9月までの6か月分を常勤換算85人分の処遇改善費用に対する補助金を計上するものでございます。

5目子育て世帯生活支援特別給付金給付関係費、説明欄、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）給付関係費1,022万4,000円の増額でございます。

次のページを御覧ください。

予算内訳になります。職員手当から、事務機器保守業務委託料の事務経費と給付金1,000万円です。給付対象者は0歳から18歳まで、また障害児の場合は20歳までといたしまして、令和5年2月末までにお生まれになった新生児を養育する方のうち、令和4年度の住民税非課税世帯、または、令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税世帯相当の収入になった方です。給付金額の積算は、児童1人当たり5万円を200人として積算してございます。

○参事兼子育て健康課長（小宮好徳）

続きまして4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種事業費になります。この事業について御説明させていただきたいと思っております。この接種事業費は、12歳以上の3回目接種と、5歳から11歳までの接種費用につきましては当初予算において9月までの接種事業として予算計上させていただいております。そのうち集団接種事業につきましては、7月までの計画として予算計上させていただいております。

今回の補正予算では、4回目接種事業に伴いまして、接種事業を12月まで延長し、今回の補正予算に計上するものでございます。なお4回目接種の対象者は、重症化予防を目的として、3回目接種から5か月以上経過した60歳以上の方と、基礎疾患等のある18歳以上の方に限定し実施されます。またワクチンの種につきましてはファイザー製とモデルナ製を使用するものでございます。この事業につきましては、スピーディーな接種体制に努めてまいりたいと思っております。

それでは説明欄を御覧いただきたいと思います。

会計年度任用職員報酬18万円でございます。こちらは会計年度任用職員の賃金を追加するものでございます。

職員手当等の311万6,000円です。こちらは職員の時間外勤務手当等でございます。

費用弁償5万2,000円。こちらは会計年度任用職員の交通費でございます。

光熱水費2万5,000円です。ワクチンを保管しているフリーザーの電気料金となります。

通信運搬費79万4,000円です。こちら接種券等の郵送料等でございます。

手数料17万円。こちらは国保連合会への請求事務手数料を計上させていただいております。

ワクチン接種委託料645万1,000円です。こちらは各医療機関で実施する個別接種費用を委託費として支払うものでございます。

ワクチン接種体制確保委託料9,158万6,000円です。接種体制整備に係る経費となります。4回目接種に伴うコールセンターの費用、集団接種会場運営委託費、集団接種実施の業務等でございます。こちらは8月から12月までの5か月分を計上させていただいております。

事務機等の保守等の業務委託料30万円。コピー機の保守委託料となります。

超低温冷凍庫温度監視システム使用料20万6,000円です。こちらはシステムの使用料となります。

以上です。

#### ○参事兼環境上下水道課長（井上 新）

続きまして3目環境衛生費、説明欄、地球温暖化対策推進事業費、ゼロカーボンシティ創生事業補助金4,046万円。こちらは環境省の地域脱炭素移行再エネ推進交付金重点対策加速化事業を活用いたしまして、開成町ゼロカーボンシティ創生補助制度の拡充を図るものでございます。

内容といたしましては、Z E H、Z E Hプラス、スマートハウス化の内容といたしましては太陽光発電、蓄電池、E M S、電気自動車等導入補助金の内容といたしましては、電気自動車本体、V 2 L、V 2 H、あと新たに太陽光発電の個人用のカーポートの補助を始めると、それに伴うH E M S、そういったものの補助を今回の追加で考えております。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

次ページ、13ページをお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、説明欄、校務用パソコン管理費、町立学校教育I C T環境改善整備業務委託料597万9,000円でございます。こちらは教職員の作業領域を拡大し、1人1台端末をはじめ、I C T機器の活用の幅を広げることによる事業の質の向上を図ること。また、現行では職員室のみで使用可能な校務支援システムの機能を教室で展開させる環境を提供することから、教職員の事務負担軽減を図ることなどを目的といたしまして、小中学校の普通教室及び特別支援教室に授業用ノート型P C、これを設置するものでございます。各教室に配置するP C端末につきましては、児童生徒に学習用タブレットを導入したことにより、使用頻度が下がった、主に小学校パソコン教室のリース端末を活用するもので、学校に設置した機器等の資源を有効利用することでI C T教育の推進をはじめ、職員の働き方改革にも繋げてまいりたいと考えてございます。

配置P C数62台、各P Cにログイン、セキュリティに配慮した指紋認証機能及び公務支援システムとの連携システムを装置いたします。なおこちらは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当させていただきます。

その下、5項幼稚園費、1目幼稚園管理費、説明欄、幼稚園管理運営関係費、小便器修繕工事費86万9,000円です。

平成17年のトイレ改修工事時に、12基の男児用小便器を設置いたしましたが、昨年度からセンサーの不具合により、使用後の水が止まらなくなる故障が相次いで発生しました。随時対応を図ってまいりましたが、先月末新たに3台目の故障が発生し、業者に対応をお願いしましたところ、今後残りの9台についても同様の故障発生が見込まれることが指摘されましたので、今後におきまして連続して故障が発生した場合に、子どもたちの園生活に支障を来すことから、夏季休業中を利用して、10台の部品交換工事を実施するものでございます。

○財務課長（高橋清一）

最後、13款予備費でございます。

今回の補正による歳入歳出の差額について、予備費を653万4,000円の減額により調整いたします。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

3番、武井です。

歳出のほうの民生費、民間保育所等運営支援事業費569万9,000円に対して質問させていただきます。

これ保育士の処遇改善ということですが、具体的にはこの85人が4月から9月までの分ということですが、平均すると1人当たり幾らの処遇改善と考えられる補助金なんでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

ただいまの御質問にお答えいたします。

処遇改善の金額1人当たりどのくらいかということでございますけれども、常勤換算をいたしまして1人当たりおおむね9,000円ということで設定してございます。1か月ですね、1か月9,000円という形で加算しております。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

1人当たり9,000円で半年ですけれども、非常にぜひやっていただきたいと思うんですが、こういったものっていうのは、実際こういった形で支給されましたよというような報告書みたいなものっていうのは、後でこの補助金に対して、あの町の方に提出とかをされるものなんでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

ただいまの御質問にお答えいたします。

実際、補助金10分の10を充てて実施いたします町のほうも、園のほうから確実にこの方にこのくらいの金額を上乗せして改善いたしましたということでの報告書をいただいて、補助金申請という形で行います。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

13ページ、教育費の中の幼稚園管理費の小便器の修理工事費ということについて少し質問したいと思います。

先ほど従来の中で、故障が起こってというような御説明だったと思うんですけども、本来これ使い方によって故障が起きてしまっているのか、それでもなければ小便器の本来の性能をちゃんと出してない、最初から不良でこういうのが起こったの

か、その辺のところの詳細をもう少しお話し願えますでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

星野議員の御質問にお答えをいたします。

1 2基小便器を当初設置して、そのうちの昨年度から2基が故障して、もう対応済みでございますが、3台目が先月に壊れたということで、連続的に壊れている理由はどのようなものかというようなことで確認をいたしました。

やはり約17年程度もう経過した中で、もう便器の仕様等も今の製品と比べると旧式になっているというようなことで、交換部品等もメーカーからの供給がなかなかしにくくなっている状況もありますので、理由とすればセンサーの不具合ということで、部品の交換を要するというようなものでございますが、これから連続して故障する可能性があるということでございますので、ここ事前対策として残りの10台、1台はもう壊れた状態で、事前には9台ということになりますけれども、その10台を対応させていただくというようなことでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

17年ぐらいたっているから、多少そういう壊れ方が出てきているんじゃないかと。

本来でしたら元の機材が悪くて、どんどん悪くなるのであれば、工事したほうの、そちらのほうの費用的な面もこの86万9,000円、どうかなと一瞬ちょっと考えたんですけど、何年か使ってて大分調子が悪くなってきたというふうに理解すればよろしいのですかね。その辺のところをもう1回確認したいと思います。

○議長（吉田敏郎）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

お答えをいたします。

使用頻度が高いようなこともございますし、17年という年月が経過しているというようなことで、ある程度使用頻度に伴う経年劣化も含めて、部品交換を要するというようなことで理解をしていただければと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

同じく9款教育費のところの校務用パソコン管理費についてです。

こちら開成小、開成南小、文命中学校3校合わせて62台ということですのでよろしいのかという確認と、この62台全ては既存のパソコン教室に置いてあるものを、有効活用していくということですのでよろしいでしょうか。この2点をお伺いいたします。

○議長（吉田敏郎）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

井上議員の御質問にお答えいたします。

3校合わせて62台ということで、開成小学校に19台、開成南小学校に26台、文命中学校の17台ということが内訳でございます。

それとパソコン教室のリースパソコンを62台全て、基本的には小学校のものを各校に振り分けるというようなことになりますけれども、PC教室のものを全て活用いたします。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

職員室には固定されて置いてあるという話なんですけど、この62台はそれぞれ各クラスに今度常設で置くということで先生が持ち運ぶということではないんでしょうか。職員室と教室を持ち運んで行き来するのではなく、教室に常設で設置するということですか。

○議長（吉田敏郎）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

お答えいたします。

ケースバイケースということになるかと思いますが、基本的に授業で使うものですので、教科書教材等と同様に基本的には職員室、教室を持って行ったり来たりしていただくということにはなるかと思いますが。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

パソコン教室の機材の有効活用、ずっと気になっていたところでしたので、こういった形で有効活用していただくのは本当にありがたいなと思います。

それで小学校2校のほうのパソコン教室のものを使われるということだったんですが、その最後に1点確認させてください。文命中学校のパソコン教室のパソコン

についての有効活用方法、何か今の時点でお考えはあるでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

お答えをいたします。

中学校につきましては、パソコン部活動の関係であったり、クラブ活動の関係でかなりの台数をまだ使っているような状況がございますので、基本的に部活動ですとか、クラブ活動のほうで活用するというので、小学校の分を中学校の教室に回していくというようなことで、全体の活用を図っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑ございますか。

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

3番、武井です。

衛生費の一番下のところの4,046万円の地球温暖化対策事業費、ゼロカーボンシティ創成事業費なんですけど、これ今年度の当初予算では700万円ということだったと思うんですけども、今回4,046万円ということで、大幅に変わってきているんですけども、これによって、今まで開成町が今年度やろうとしていたものの補助額がさらに大きくなるというふうに考えていいんでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

参事兼環境上下水道課長。

○参事兼環境上下水道課長（井上 新）

基本的には補助額が大きくなるというところではございません。

基本的には国のほうで行っていた事業を、町のほうで代わりに行ってよろしいということで、行っていくというのが主軸でございますので、今まで町単でやったものは、基本そのまま引き続いていく、プラス国のほうからいただいた、それぞれの交付額に応じて、プラスして住民の方に直接町のほうからそういったものを交付していくというような手続になってまいります。

細かいところでは、多少の部分的な部分ではございますけれども、基本的な考えとしては、そういった形になってございます。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

今まで町のものは町として、今まで国でやったものを町で申請ができると。その手続としては楽になったということで、今理解はしましたけども、できればせっかくのこの機会ですから開成町の補助率とかそういったメニュー、すごくよかった



んで、さらにこのチャンスに上乗せしていただければよかったなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

参事兼環境上下水道課長。

○参事兼環境上下水道課長（井上 新）

基本的な部分で当初予算700万円、一般財源を使って組ませていただいております。今回の予算でも、件数等加速化ということもありまして情報収集をしながら、ZEHの部分でも件数増といったところを見込んでおりますので、それに伴う一般財源も増えております。ちなみにこちらでいきますと417万円ほど当初予算にプラスして、一般財源も出るような形でございますので、より多くの方にこの補助を御活用いただくというところの趣旨で今回組ませていただいているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

それでしたらぜひ多くの方に利用していただけるように、ぜひこれからも継続的な大々的なPRをしていっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑はございますか。

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

11番議員、湯川でございます。

12ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業費についてお伺いします。

1億288万円でございますけど、60歳以上、私も60歳以上なんですけど、4回目を打つ人がどのぐらいいるかっていうのは、打たない人が相当いるんじゃないかと想定されると思うんですけど、その辺の考え方をちょっと教えてください。

○議長（吉田敏郎）

参事兼子育て健康課長。

○参事兼子育て健康課長（小宮好徳）

それでは湯川議員の質問に答えたいと思います。

一応対象者のほうが60歳以上で3回目打った方が5,000人ほど、あと基礎疾患のほうが500人ほど見込んでございます。

この基礎疾患のほう、国のほうで大体8%ぐらいというところで、標準的な数字が出てございますので、一応そこで想定してございます。そのうちの何人打つかというのが今ですね、はがきでいつがいいですかとか、そういう要望をいただいているところでございますので、まだはっきりした数字は言えませんが、何ていうん

ですか、一応想定的には全員打つというのは想定していますけども、基本的に湯川議員がおっしゃったとおり、そのうち何人かというのは、今後の推移を見ながら、うちのほうもいろいろと検討させていただければと思います。

基本的には、はっきりと話がなかなか詳細はつかめないというところが本音でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

大変大きな金額でございますので、できればワクチンも無駄にしないようにしていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

答弁、よろしいですか。

○11番（湯川洋治）

結構です。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

質疑がないようですので、続いて討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第34号 令和4年度開成町一般会計補正予算（第3号）、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第9 報告第3号 令和3年度開成町一般会計予算等に定める繰越明許費の繰越しについてを議題とします。

説明を担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

それでは、報告第3号 令和3年度開成町一般会計予算等に定める繰越明許費の繰越しについて御説明します。

それでは、資料の2ページを御覧ください。

令和3年度開成町一般会計等繰越明許費繰越計算書です。

上の表、一般会計を御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、事業名、令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別交付金、金額1億8,657万8,000円。翌年度繰越額2,260万円。

財源の内訳は、未収入特定財源、国県支出金2,260万円でございます。

続いて3款民生費、2項児童福祉費、事業名、放課後児童対策事業費、金額1億4,550万4,000円。翌年度繰越額7,425万4,000円。

財源の内訳は、既収入特定財源1,345万8,000円。未収入特定財源、国県支出金、3,248万9,000円、一般財源、2,830万7,000円でございます。

続いて7款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、町道改良事業費、金額110万円。翌年度繰越額44万円。

財源の内訳は一般財源44万円でございます。

続いて、7款土木費、4項都市計画費、事業名、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業費、金額、1億2,300万円。翌年度繰越額1億2,300万円。

財源の内訳は、未収入特定財源、地方債1億2,300万円でございます。

以上4事業による合計金額は、4億5,618万2,000円でございます。翌年度繰越額は2億2,029万4,000円。

財源の内訳は、既収入特定財源1,345万8,000円。未収入特定財源、国県支出金5,508万9,000円、地方債1億2,300万円。一般財源2,874万7,000円でございます。

次に下の表、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計を御覧ください。

2款事業費、1項土地区画整理事業費、事業名駅前通り線周辺地区土地区画整理事業費、金額、1億8,966万4,000円。翌年度繰越額1億8,903万6,210円。

財源の内訳は、2収入特定財源、国県支出金、3,008万円。

その他、1億2,300万円。一般財源、3,595万6,210円の1事業でございます。

以上で報告第3号 令和3年度開成町一般会計予算等に定める繰越明許費の繰越しについての説明とさせていただきます。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑をどうぞ。

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

茅沼です。

これは昨年度の繰越しなのですが、この執行予定はいつ頃になっているのか分かれれば、御確認いただきたいと思っております。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

お答えします。

繰り越した事業の執行予定という形でございますけども、既に事業執行や、契約等しているもの、また繰り越して今交渉して調整しているもの、様々でございますので、今現時点においては、全てではございませんけどもある程度執行しているという状況でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

茅沼です。

それは当然の答弁になると思うんですが、例えばこれがまた翌年度に繰り越すということはないだろうなと思いたしますが、これが夏頃なのか秋なのか冬に終わるのか、その辺の目安が分かれば確認いただきたいんですが、もし分からなければ今年度実に完全に執行できるということを確認いただければ結構ですが、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

お答えします。

例えば放課後児童の関係、これ学童施設の建設の関係、こちらについてはもうそろそろ終わってくるというところがございますし、その事業によって今進捗というのはちょっと異なっているところがございます。ただこれを令和3年度から令和4年度に繰り越した金額をまた繰り越すということではございませんので、この中では、全て3年度中に執行が見込めるだろうという中での繰越しという形で御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

茅沼議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、以上で報告第3号 令和3年度開成町一般会計予算等に定める繰越明許費の繰越しについての報告を終了します。

日程第10 報告第4号 令和3年度開成町水道事業会計予算の繰越しについてを議題とします。

説明を担当課長に求めます。

参事兼環境上下水道課長。

○参事兼環境上下水道課長（井上 新）

それでは令和3年度開成町水道事業会計予算の繰越しについて御説明をいたします。

これは令和3年度開成町水道事業会計のうち、建設改良に係る予算を地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、繰り越しいたしました。

予算の繰越しにつきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告するものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議において、その旨を議会に報告しなければならないとされております。

これを受けましてそれでは2ページを御覧ください。

令和3年度開成町水道事業会計予算繰越計算書。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額。

12款資本的支出、2項増設改良費、事業名、配水施設整備工事、予算計上額1,041万円、支払義務発生額0円、翌年度繰越額1,041万円。左の財源内訳損益勘定留保資金等につきましては1,041万円、不用額0円、翌年度繰越額に係る繰越を要する棚卸資産の購入限度額0円、説明欄といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、更新機器の部品不足となり、納入が遅れ、工期の変更契約を締結したためでございます。

以上、令和3年度開成町水道事業会計予算の繰越について報告をさせていただきます。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑をどうぞ。

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

11番、湯川でございます。

ちょっと注文させていただきますけど、参事が項の2「建設改良費」と。「増設改良費」ですので、指摘しておきます。

○議長（吉田敏郎）

参事兼環境上下水道課長。

○参事兼環境上下水道課長（井上 新）

大変失礼をいたしました。2項増設改良費でございます。

ありがとうございます。

○議長（吉田敏郎）

湯川議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、以上で報告第4号 令和3年度開成町水道事業会計予算の繰越しについての報告を終了します。

日程第11 報告第5号 開成町土地開発公社の経営状況についてを議題とします。

説明を公社理事長に求めます。

理事長。

○副町長（加藤一男）

それでは報告第5号 開成町土地開発公社の経営状況について御報告させていただきます。

恐れ入りますが、3ページを御覧ください。

3ページは令和3年度の事業報告書でございます。

1の公有地取得状況は先行取得事業にて719.68平方メートルを取得いたしました。

2の公有地売却状況は実績がありません。

4ページを御覧ください。

3の重要庶務事項から6の職員に関する事項は、記載のとおりでございます。

5ページを御覧ください。

決算諸表でございます。

1の貸借対照表資産の部、（1）流動資産は、現金及び預金と公有用地で、流動資産合計は3億4,203万6,673円であります。

（2）の固定資産はありません。

よって資産合計は同額となります。

負債の部、（3）の流動負債は、1年以内返済予定の長期借入金と前受金で、流動負債合計は1億5,210万2,500円であります。

（4）の固定負債は長期借入金1億6,253万7,500円で、負債合計は3億1,464万円であります。

資本の部、（5）の資本金は500万円で、資本金合計は同額でございます。

（6）の準備金は前期繰越準備金等と当期純損失で、準備金合計は2,239万6,673円で、資本の合計は2,739万6,673円であります。

負債資本合計は、3億4,203万6,673円となります。

6ページを御覧ください。

（3）の販売費及び一般管理費は経費4,190円で、事業損失は4,190円となります。

（4）の事業外収益は受取利息757円。雑収益0円で、経常利益は3,433円の減で、当期純損失となります。

7ページの3キャッシュ・フロー計算書と、8ページの4財産目録並びに9ページの5附属明細書は記載のとおりでございます。

続いて12ページを御覧ください。

令和3年度の収入支出決算書になります。

まず収入の部です。重複する部分の説明は省略させていただきますが、公社が取得した庁舎周辺環境整備用地の町からの買い戻しに係る土地売却収入が3,416万5,000円。令和2年度からの繰越金が1,668万9,322円。事業外収入757円を合わせまして、収入合計は9,955万5,079円となります。

支出の部でございます。事業費は庁舎周辺環境整備用地、公用車駐車場用地取得に伴う用地費が4,870万円でございます。管理費は、公用車駐車場整備工事費等の事業管理費が562万9,900円。手数料として一般管理費が4,190円でございます。金融機関への借入金償還金が3,252万5,000円。この償還金及び令和3年度の借入れに対する支払利息が29万2,596円で、支出合計は8,715万1,686円となります。

収入支出差引額の1,240万3,393円が、令和3年度から令和4年度への繰り越す額となりました。

16ページを御覧ください。

土地開発公社の令和4年度の事業計画予算等について御説明をいたします。

令和4年度においては土地取得、土地売却ともに予定はございませんが、窓口設定としまして、その他の項目に1,000円を計上しております。

17ページを御覧ください。

令和4年度開成町土地開発公社予算及び資金計画でございます。

第2条第1項の規定のとおり、収入支出予算の総額を収入支出4,657万円と定めております。

なお収入支出予算については18ページの「第1表 収入支出予算」、借入金については19ページの「第2表 借入金」、資金計画については20ページの「第3表 資金計画」によるものとしてございます。

18ページを御覧ください。

第1表、収入支出予算がございました。

収入としましては、事業収入、土地売却収入に3,416万5,000円。繰越金に1,240万3,000円。事業外収入は、利息収入に1,000円、雑収入に窓口設定の1,000円を計上してございます。

このうち土地売却収入は、平成28年度に公社が先行取得いたしました庁舎周辺環境整備用地について、町が16回の分割払いで買い戻しを行うこととなっておりますので、そのうち2回分の売買代金でございます。

次に支出としましては、事業費、土地取得費に窓口設定の1,000円、管理費、一般管理費に3,000円、借入金償還金に3,252万5,000円。事業外支出、支払利息に29万8,000円。予備費に1,374万3,000円を計上しております。

19ページを御覧ください。

第2表、借入金でございます。

公有地等取得管理資金として5億円を限度に、記載のとおり金融機関からの借入れを行うことができる旨をあらかじめ定めたものでございます。

20ページを御覧ください。

第3表、資金計画でございます。

受入資金、支払資金について記載しておりますが、詳細は第1表、収入支出予算と重複しますので、説明は省略させていただきます。

21ページの令和4年度収入支出予算説明書につきましても、第1表、支出予算で御説明させていただきましたとおりでございますので、省略をさせていただきたいと思っております。

御報告は以上でございます。大変ありがとうございました。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、以上で報告第5号 開成町土地開発公社の経営状況についての報告を終了します。

これをもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

明後日の6月19日の日曜議会は、午前9時から10名の議員が一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

午前11時12分 散会